

一般社団法人 日本医療教授システム学会

定款施行細則

第1章 社員

(選出)

第1条 社員の選出は、当法人定款及び定款施行細則（以下「細則」とする）にしたがい、社員選出委員会（以下「選出委員会」とする）の審査によって行う。

- 2 社員総数は、社員選出時3カ月前における個人会員総数の10%を上限とする。
- 3 社員選出の際、個人会員における各職種の割合を考慮する。

(社員総数)

第2条 代表理事は、社員選出時3カ月前までに、選出する社員の総数を公示するものとする。

(社員選出委員会)

第3条 選出委員会は、理事および社員それぞれ若干名によって選出された社員選出委員（以下「選出委員」とする）をもって構成する。

- 2 選出委員は、審査に先立って行われる理事会において選出し、代表理事がこれを委嘱する。
- 3 選出委員会の委員長は、理事である委員の中から選出し、代表理事が委嘱する。

(手順)

第4条 選出委員会の議事は、次の各号に沿って行う。

- (1) 代表理事は、選出委員会を招集する。
- (2) 選出委員会の議長は、委員長とする。
- (3) 選出委員会の議決は、選出委員総数の過半数により行い、同数のときは議長が行う。
- (4) 選出委員会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名が署名して事務局に保管する。
- (5) 選出委員会の議事は、公開しない。

(結果報告)

第5条 選出委員会は審査の結果を代表理事に報告し、代表理事は審査結果承認を理事会に諮り、その承認決議をもって社員の選出とする。

- 2 代表理事は、理事会の決議後速やかに審査申請者に対して審査の結果を通知する。

第2章 理事会

(理事会の職務)

第6条 理事会は、定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 細則等の制定並びに変更または廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督

第3章 役員選出

(理事選出)

第7条 理事は、社員の互選により選出し、社員総会の承認を得る。

(監事選出)

第8条 監事は、社員の互選により選出し、社員総会の承認を得る。

第4章 会員の権限

(学会発表及び論文投稿)

第9条 学会発表及び機関誌への論文投稿の筆頭者については、原則として会員に限る。

第5章 学術集会

(学術集会)

第10条 会場および会長は、開催日1年前までに理事会で決定する。

- 2 学術集会の事業報告は、終了1年以内に理事会にて行う。

第6章 委員会及びワーキンググループ

(委員会)

第11条 委員会は、恒常的または非恒常的な事業の円滑な実施のため、理事会での決定に基づいて設置される。

- 2 委員長が理事でない場合、代表理事が担当理事を任命する。
- 3 活動は、理事会で定期的に報告される。

(ワーキンググループ)

第12条 ワーキンググループは、一時的な事業の実施や意思決定のため、理事会での決定に基づいて設置される。

- 2 ワーキンググループ主任が理事でない場合、代表理事が担当理事を任命する。
- 3 活動は、理事会で定期的に報告される。

第7章 ファカルティ

(要件)

第13条 ファカルティは、他の会員の模範となるような活動を継続的に行っている会員に対し、認定することがある。

2 ファカルティに認定されるためには、会費支払の年度により3年以上の会員歴を必要とする。

(認定)

第14条 ファカルティ応募者の認定は、理事会にて行う。

第8章 会費

(会費)

第15条 当会の会費年額は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 7,000円
- (2) 学生会員 3,000円
- (3) 機関会員 7,000円
- (4) 賛助会員 1口200,000円(5口以上は特別賛助会員)

2 理事会で休会を承認された者は、会費の納入を要しない。

3 当会の会費は、当会が指定する方法で、当該年度開始日の前日までに1年分を一括納入しなければならない。

第9章 細則の改定

(改定)

第16条 この細則の改定は、理事会の決議によって行うものとする。会費の変更のみ社員総会にて決議を行う。

第10章 附則

(施行期日)

第17条 この細則は公布日より施行する。

第15条に限り、2020年1月1日より施行する。